空き家改修費補助金のご案内

自ら居住するために、空き家を購入する方に対し、改修費の一部を補助します。

県外移住	最大	100～400万円	補助率 2／3
県内移住	最大	25～100万円	補助率 1／2
大洲市民	最大	50万円	補助率 1／2

※改修費と取得費の補助金を併用する場合の上限は、改修費補助金の上限額とする。

【補助対象となる世帯】(①～③のいずれかに該当し、④～⑧のすべてを満たす方)

①県外移住世帯	転入前1年以上県外に住所を有し、令和2年4月1日以後に市内に住民票を異動する者で、18歳以上60歳未満の人がいる世帯 ※応募多数の場合は期間内でも募集を終了する場合があります。	転入理由は、就学、転勤や赴任などの定住が見込まれない理由によるものではない。
②県内移住世帯	転入前1年以上県内他市町に住所を有し、転入後1年以内の18歳以上60歳未満の人がいる世帯	
③市内対象世帯	市内に住所を有する50歳未満の子育て世帯	

※年齢:18歳以上60歳未満(認定申請日時点)・18歳未満の子育て世帯(申請年度の4月1日時点)

④補助対象となる住宅に5年以上居住する意思がある。
⑤補助対象となる住宅のある地区で住民と協調(区入り等)ができる。
⑥補助対象となる世帯全員が前住所地を含めた市区町村税の滞納がない。
⑦過去にこの補助金の交付を受けたことがない。
⑧暴力団員等ではない。

大洲市公式キャラクター
「うつつじ」

【その他の要件】次のすべてを満たすこと

□自らが居住するための住宅であること。
□大洲市空き家バンクの登録物件であること。(県外移住世帯は愛媛県空き家バンクの登録物件も可)
□購入する者と所有者は3親等内の親族でないこと。
□空き家改修費が50万円(国・県・市の他の補助金等を除いた額)以上であること。
□市内業者に発注すること。
□申請年度内に完成すること。

令和2年4月1日以後に県外から転入した(又は転入予定である)(転入前1年以上県外に居住)

市外から転入し、1年経過していない(又は転入予定である)(転入前1年以上市外に居住)

大洲市内に居住し50歳未満である

↓ はい

認定申請日時点で世帯のうち1人以上が18歳以上60歳未満である

↓ はい

申請年度の4月1日時点で18歳未満の子育て世帯である

↓ はい　↓ いいえ　↓ はい　↓ いいえ

18歳未満の子育て世帯である

↓ はい

対象区分	県外子育て世帯	県外移住世帯	県内子育て世帯	県内移住世帯	市内対象世帯
補助率	3分の2	3分の2	2分の1	2分の1	2分の1
基準額	100万円	100万円	25万円	25万円	25万円
子育て加算1人	100万円	—	25万円	—	25万円
子育て加算2人	200万円	—	50万円	—	—
子育て加算3人	300万円	—	75万円	—	—
最大額	400万円	100万円	100万円	25万円	50万円

【お問い合わせ先】大洲市移住・定住支援センター　☎0893-57-9989(大洲市役所 5階)

≪手続きの流れ≫

空き家改修費補助金

① 事業計画認定申請

【申請者】工事に着手する日の**7日前までに**、次の書類を提出してください。

- □大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- □事業計画書（別紙1－2）
- □承諾書（別紙2－1ア）
- □空き家の改修等を行うことができる権利を有することを証明する書類
- □経費の見積書等の写し
- □他の制度利用の場合はその制度の申請書等の写し
- □空き家の図面
- □現況写真
- □世帯全員分の市区町村税の未納がないことを示す証明書（納税証明書など）

＜以下、該当者のみ＞

- □（県外移住・県内移住者のみ）1年以上市外に居住していたことが分かる書類
- □その他市長が必要と認める書類

②認定通知書送付

【市】提出書類等を確認し、認定通知を行います。

※認定通知は、補助金の交付を決定したものではありません。

◎大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書（様式第2号）を申請者へ通知

③工事着工

※事業の変更・中止等の際は、手続きが必要です。お問い合せください。

④工事完了（代金支払い）

⑤補助金交付申請

（事業実績報告）

【申請者】事業完了後、速やかに次の書類を提出してください。

- □大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
- □事業実績書（別紙6－2）
- □誓約書（別紙7）
- □請負契約書または請書の写し
- □工事代金等の領収書の写し
- □施工中・施工後の写真
- □他の制度利用の場合はその制度の完了報告書の写し
- □住民票の写し（新住所の世帯全員分）
- □その他市長が必要と認める書類

【市】事業が完了したことを確認するため、市の担当者が確認検査を行います。

⑥交付決定通知書送付

【市】提出書類を確認し、交付決定を行います。

◎大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書（様式第10号）を申請者へ通知

⑦請　　求

【申請者】次の書類を提出してください。

- □大洲市移住定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑧補助金の交付

【市】請求により、補助金を支払います。

大洲市公式キャラクター「うつつじ」

【申請・お問い合わせ先】　大洲市移住・定住支援センター
〒 795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1
☎0893-57-9989　・ﾒｰﾙ　iju-teiju@city.ozu.lg.jp